

E i w a N e w s

電子納税証明書と令和3年分の路線価

令和3年7月
(No. 192)

今回は、7月から、従来のXMLファイルに加え、PDFファイルによる発行が可能となった電子納税証明書、及び7月1日に公表された令和3年分の路線価についてご紹介いたします。

[1] 電子納税証明書について

①電子納税証明書の概要

電子納税証明書は、税務署(国税庁)が電子データで発行する納税証明書です。書面の納税証明書と比べ手数料が安く、また、同一の証明書を複数枚必要な場合であってもダウンロードした納税証明書ファイルをコピーして使用することができます。

②電子納税証明書の種類

電子納税証明書の交付請求時に、PDF形式による発行かXML形式による発行かを選択することができます。

ファイル形式 使用方法	電子データでの提出	電子データを印刷して提出
PDF 形式	○	○
XML 形式	○	×

※電子納税証明書を交付請求する場合は、あらかじめ納税証明書の提出先に対して、電子データによる提出又は取得した電子データを印刷して提出できるかどうかを確認してください。

(XML形式の場合は、書面に印刷したものには効力がありませんので、ご注意ください。)

③電子納税証明書の交付請求・発行手続の流れ

- 1 e-Tax ソフト又は e-Tax ソフト(WEB 版)を利用して、電子納税証明書の交付請求データを作成し、電子署名及び電子証明書を添付して送信します。
- 2 税務署において、電子納税証明書の発行準備が完了すると、メッセージボックスに「納税証明書(発行用)」が格納されますので、受付システムにログインして「発行指示」を行い、交付手数料の納付を行うための納付番号・確認番号を取得します。
- 3 インターネットバンキング等を利用して交付手数料の納付を行います。
- 4 交付手数料の納付が完了すると、「納税証明書(発行用)」の「ダウンロード」ボタンをクリックできるようになります。「納税証明書(発行用)」の「ダウンロード」ボタンをクリックし、電子納税証明書をダウンロードし、保存します。

[2] 令和3年分の路線価公表

路線価は、各国税局が算定する1平方メートル当たりの土地の評価額をいい、相続税や贈与税を計算する上で必要な指標です。

また、これは一般的に実際の取引価格の8割程度であると言われています。

主な都市部の最高路線価は以下の通りです。

全国の最高路線価地点は、36年連続で東京都中央区銀座5丁目銀座中央通り（鳩居堂前）で1平方メートル当たり4,272万円でしたが、9年ぶりの下落（前年比320万円減）となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響等により都道府県庁所在地の最高路線価は、大阪、神戸、盛岡、東京をはじめとする22都市で下落となりました。

なお、国税庁は今後、年の中途で大幅に地価が下落した地域が確認された場合には、令和2年分と同様、路線価等の補正を行うことを検討するとのことです。

(1㎡当たり)

最高路線価の所在地	最高路線価		対前年変動率	
	令和3年分	令和2年分	令和3年分	令和2年分
	千円	千円	%	%
札幌(中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り)	5,880	5,720	2.8	17.2
仙台(青葉区中央1丁目 青葉通り)	3,300	3,180	3.8	9.7
さいたま(大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前 ^{ロータリー})	4,260	4,260	0.0	15.1
千葉(中央区富士見2丁目 千葉駅前大通り)	1,180	1,140	3.5	9.6
東京(中央区銀座5丁目 銀座中央通り)	42,720	45,920	△7.0	0.7
横浜(西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り)	16,080	15,600	3.1	34.5
名古屋(中村区名駅1丁目 名駅通り)	12,320	12,480	△1.3	13.0
京都(下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通)	6,530	6,730	△3.0	18.1
大阪(北区角田町 御堂筋)	19,760	21,600	△8.5	35.0
神戸(中央区三宮町1丁目 三宮センター街)	5,200	5,760	△9.7	17.6
広島(中区胡町 相生通り)	3,180	3,290	△3.3	7.9
福岡(中央区天神2丁目 渡辺通り)	8,800	8,800	0.0	11.8
熊本(中央区手取本町 下通り)	2,100	2,120	△0.9	16.5

全国の路線価は、平成27年分から令和3年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ(<https://www.rosenka.nta.go.jp/>)で、閲覧することができます。

また、令和3年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。